

平成 29 年 5 月 29 日

国有財産の監査結果について
～ 財政貢献の観点から 5 件の指摘 ～

財務省近畿財務局は、現在、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 10 条第 1 項及び国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和 32 年法律第 115 号）第 3 条の 2 の各規定に基づき、各省各庁が所管する庁舎等の公用財産について、未利用国有地の洗い出しや空きスペースの創出など、国有財産の有効活用及び財政貢献の観点から実地監査を実施しています。

平成 28 年度においては、庁舎等の公用財産 48 口座の監査を実施し、そのうち 5 件について問題点を指摘しました（別紙）。

指摘事案の内容は、①非効率な庁舎に民間借受庁舎を移転させ、非効率使用の改善及び借受解消を求めたもの、②非効率な使用となっている庁舎の用途廃止を求めたもの、であり、将来の売却により税外収入が見込めるものや経費削減が見込めるものなど、国の財政への貢献につながるものとなっています。

なお、実地監査に基づき指摘した事案については、毎年度、進捗状況を把握し、財産を管理する各省各庁に対して処理促進を図るためフォローアップを行っています。

※ 全国分の国有財産監査の結果については財務省ホームページをご覧ください。

http://www.mof.go.jp/national_property/summary/result/fy2016/index.html

【問い合わせ先】

近畿財務局管財部統括国有財産監査官

担 当：山永、樽澤、清

電 話：06-6949-6358

HP アドレス：<http://kinki.mof.go.jp/>

庁舎等の公用財産に対する監査結果一覧表

(別紙)

省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	建物延床面積 (㎡)	所在地	指摘区分	指摘の内容
財務省	大阪税関	一般	—	南港出張所分庁舎	3,737.71	大阪府大阪市住之江区南港東4-1-116外	検討	【庁舎等の有効活用】 南港出張所分庁舎は、余剰（約1,000㎡）が生じており、非効率な使用となっていることから、借受庁舎である近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所を移転入居させ、非効率使用の改善を図る必要がある。
国土交通省	近畿地方整備局	一般	—	大阪港湾・空港整備事務所	730.56	大阪府大阪市港区弁天1-2-1	検討	【借受解消】 借受庁舎である大阪港湾・空港整備事務所は、余剰（約1,000㎡）が生じ非効率な使用となっている大阪税関南港出張所分庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
財務省	神戸税関	一般	—	六甲アイランド出張所	8,990.60	兵庫県神戸市東灘区向洋町西1-6	検討	【庁舎等の有効活用】 六甲アイランド出張所は、余剰（約1,830㎡）が生じており、非効率な使用となっていることから、借受庁舎である神戸検疫所食品監視第二課を移転入居させ、非効率使用の改善を図る必要がある。
厚生労働省	神戸検疫所	一般	—	神戸検疫所食品監視第二課	119.93	兵庫県神戸市東灘区向洋町東4-16	検討	【借受解消】 借受庁舎である神戸検疫所食品監視第二課は、余剰（約1,830㎡）が生じ非効率な使用となっている神戸税関六甲アイランド出張所へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
法務省	京都地方検察庁	一般	—	京都地方検察庁分室	279.51	京都府京都市北区小山南上総町76	検討	【用途廃止】 京都地方検察庁分室は、非効率な使用となっていることから、本地（約331㎡）は用途廃止する必要がある。

検討：事案の内容等から、改善に向けた方策が種々見込まれ、部局等の中で最適な方策について慎重な検討を要するもの。

近畿財務局指摘事案

≪ 公用財産：非効率な庁舎に借受庁舎を移転させ、非効率使用の改善及び借受解消を求めた事例 ≫

部局名等	①財務省大阪税関 ②国土交通省近畿地方整備局	監査対象財産の現況
対象口座等	<p>①【南港出張所分庁舎】 所在地：大阪府大阪市住之江区南港東4-1-116外 会 計：一般会計 土 地：3,642.31㎡ 建 物：建1,079.86㎡/延3,737.71㎡ (RC-4、平成12年3月築)</p> <p>②【大阪港湾・空港整備事務所】 所在地：大阪府大阪市港区弁天1-2-1 会 計：一般会計 土 地：20.00㎡ (借受) 建 物：延730.56㎡ (借受)</p>	
指摘内容等	<p>南港出張所分庁舎は、組織規模の縮小により約1,000㎡の空きスペースの創出が可能であり、非効率な使用状況となっている。</p> <p>一方、大阪港湾・空港整備事務所は、民間建物等を借り受けている状況となっている。</p> <p>よって、南港出張所分庁舎に大阪港湾・空港整備事務所を移転入居させ、南港出張所分庁舎の非効率使用の改善を図るとともに、大阪港湾・空港整備事務所の借受解消を図る必要があると指摘したもの。</p>	